

【拡充】 地域医療勤務環境改善体制整備事業（予算額7.5億円）

①救急医療等地域医療で特別な役割を担う医療機関の勤務環境改善に向けた体制整備を支援

【対象】 医師の時間外労働が年720時間超かつ年間の救急車受入台数が1,000台以上～2,000台未満等である医療機関

【補助率】 10/10（資産形成費は9/10）

②医師の育成など教育研修を担う医療機関の勤務環境改善に向けた体制整備を支援

【対象】 医師の時間外労働が年720時間超かつ臨床研修基幹病院、専門研修基幹病院である医療機関(医師数等の指定要件有)

【補助率】 10/10（資産形成費は9/10）

【新規】 勤務環境改善医師派遣等推進事業（予算額8億円）

医師の時間外・休日労働時間を短縮するとともに地域医療提供体制を確保するため、勤務医の労働時間が長時間に及ぶ医療機関へ医師派遣を行う医療機関を支援

【対象】 大学病院本院等

【基準額】 派遣医師1人当たり1,250千円×派遣月数

【補助率】 10/10

【継続】 病院勤務者勤務環境改善事業（予算額2.8億円）

病院勤務医及び看護職員の勤務環境を改善し離職防止と定着を図るとともに、チーム医療推進によるタスクシフト・シェア、出産や育児で職場を離れた医師等の復職に向けた支援

【対象】 病院 ※国立・独法・地方独法は対象外

【補助率】 1/2（資産形成費は2/3）

【新規】 救急医療体制強化事業（予算額0.7億円）

救急医療体制の中核を担う医療機関に対して、医療従事者の勤務環境改善に向けた体制整備を支援し、安定的な救急医療体制を確保する

【対象】 救急車年間受入2,000件以上の病院 ※国立・独法・地方独法は対象外

【補助率】 1/4（病院勤務者勤務改善事業の上乗せ補助 両事業の活用による補助率は3/4）

【新規】 医療機関（中小病院・有床診療所）におけるAI技術活用促進事業（予算額2.3億円） <所管：医療政策課>

令和6年度 医師の働き方改革に関する予算概要について

| | 【拡充】地域医療勤務環境改善事業 | | 【継続】 病院勤務者 勤務環境改善事業 | 【新規】 救急医療体制 強化事業 |
|------|---|--------------------------|---|------------------------|
| | ①勤務医の労働時間が長時間に及ぶ医療機関の勤務環境改善事業 | ②教育研修体制を有する医療機関の勤務環境改善事業 | | |
| 事業内容 | 医師労働時間短縮計画に基づく勤務環境改善に係る経費に対する補助 | | 医療従事者の離職防止、負担軽減、定着、再就業を支援する取組に対する補助 | |
| 基準額 | 1床当たり133千円 加算あり 1床当たり266千円 (加算は令和8年度までの措置) ※令和9年度以降は評価センターの評価に応じた加算を設定 | | 復職研修・環境改善：11,140千円 相談窓口：7,093千円 チーム医療推進：6,700千円 | |
| | | | 施設：5,040千円 設備：3,811千円 | — |
| 補助率 | 10/10(資産形成は9/10) | | 1/2(資産形成は2/3) | 1/4 |
| | | | 上乗せ補助 3/4(資産形成は2/3) | |

| | | | | |
|--------|--|-----------------------|--|--|
| 大学病院本院 | | ● 改革プラン策定で 加算あり | | |
|--------|--|-----------------------|--|--|

年通算の時間外・休日労働時間が720時間を超える医師のいる医療機関

| | | | | |
|--|-------------------------------------|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・年間の救急車受入台数が1,000台以上～2,000台未満 ・地域医療体制確保加算の取得なし | ● A水準はガイドラインに基づく医師労働時間短縮計画の作成が必要 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・①か②のいずれかに該当 ①臨床研修基幹病院又は基本19領域のいずれかの領域の専門研修基幹施設で、100床あたりの常勤換算医師数40人以上かつ「常勤換算医師数40人」※ ②基幹型臨床研修病院かつ基本19領域のうち10以上の領域の専門研修基幹施設 ※病床機能報告による医師数（非常勤医師数を含む） | | ● A水準はガイドラインに基づく医師労働時間短縮計画の作成が必要 B・連携Bは面接指導講習会修了者が3人以上又は水準対象医師10人あたり1人以上で加算あり | | |
| 国、(地方)独立行政法人及び都が設置する病院を除く救急車受入台数が年間2,000台以上の病院 | | | ● | |
| 国、(地方)独立行政法人及び都が設置する病院を除く | | | ● | |